

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 一五
- 公告
○ 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 一五
- 落札者を決定した件 一六

告 示

福島県告示第三百五十五号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和三年四月一日救急病院として認定した。
 令和三年四月九日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
福島県ふたば医療センター附 属病院	双葉郡富岡町大字本岡字王塚 八一七―一	認定有効期限	令和六年三月三十一日

（地域医療課）

福島県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から令和三年三月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月一日認可した。
 令和三年四月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 令和三年四月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡南会津町滝原字分木ノ沢山一七二八の一・二
 - 二 保安林として指定された目的
 雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

公告第七十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。
 令和三年四月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称	郡山市河内土地改良区	
退任した役員	氏名	住所
役別	氏名	住所
清算人	遠藤 喜一	郡山市逢瀬町河内字筑内一―一番地
同	柳田 勝	同 市逢瀬町河内字日室一三〇番地
同	遠藤 重佳	同 市逢瀬町河内字屋敷二〇番地

同 同 同 同 同 同

橋 今 古 佐 古 渡
本 井 川 藤 田 邊

広 良 榮 茂 正 勝
一 一 一 実 行

同 同 同 同 同 同

市 市 市 市 市 市
逢 逢 逢 逢 逢 逢
瀨 瀨 瀨 瀨 瀨 瀨
町 町 町 町 町 町
河 河 河 河 河 河
内 内 内 内 内 内
字 字 字 字 字 字
屋 屋 屋 屋 屋 屋
敷 敷 敷 敷 敷 敷
一 一 一 一 一 一
〇 〇 〇 〇 〇 〇
九 九 九 九 九 九
番 番 番 番 番 番
地 地 地 地 地 地
の の の の の の
三 三 三 三 三 三

(農村計画課)

公告第80号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年4月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用プラウ除雪車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
UDトラックス株式会社 埼玉県上尾市大字壺丁目1番地
- 5 落札金額
42,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年1月29日

(入札用度課)